

平成 21 年 1 月 27 日

## 特定家庭用機器追加に伴う 2 協力事業の対応策に関する一考察

平成 20 年 12 月 5 日、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が公布され、次の 2 品目が特定家庭用機器に追加されることになった（当該政令の施行日は平成 21 年 4 月 1 日）。

- ・ 液晶式テレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限られ、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式テレビジョン受信機（以下「薄型テレビ」という。）
- ・ 衣類乾燥機

平成 21 年 4 月 1 日以降における不法投棄未然防止事業協力（以下「不法投棄未然防止協力」という。）及び離島対策事業協力（以下「離島協力」という。）の対象に上記の追加品目が入ってくることになるが、現在の覚書等はこれに対処するものとなっておらず、速やかにこれに対処する必要がある。

次の案を第三者委員会の委員に提案し、早急に決定することとしたい。

## 不法投棄未然防止協力

- ① 防止費用は無影響と考えられる。撤去等費用とリサイクル料金相当分費用についてはごく少額の増加が見込まれるが、制度設計の変更は必要ないと考えられる。
- ② このため、以下により対処することとしたい。
  - 1) 平成 21 年 4 月 1 日以降における不法投棄未然防止協力の対象に追加品目を含むこととする。
  - 2) このための金額は正確な予測が困難なこと、増加額は少額にとどまると見込まれることから上限額の変更は行わない。
  - 3) 以上 2 点を 1 月末開催予定の第三者委員会で採決の上、不法投棄未然防止協力に係る覚書締結市町村に通知文書を発する。

## 離島協力

- ① 追加品目に係る海上輸送費用が不明である。
- ② 第一案は薄型テレビに係る助成単価をブラウン管式テレビジョン受信機（以下「B テレビ」という。）のそれと、衣類乾燥機に係る助成単価を電気洗濯機のそれと、それぞれ同額とする。
- ③ 第二案は全市町村に調査票を配布し、関係先と折衝の上、応募申請書に準じた形で 2 品目に係る海上輸送費用の提出を求め（今年標準的に出そうな薄型テレビ及び衣類乾燥機の寸法、重量を調査すること）、その結果を踏まえ、第三者委員会において助成単価を決定する。）。
- ④ 手間と効果を勘案すると、第二案は著しく費用対効果が悪いと考えられる。このため、第一案を第三者委員会に提案したい。

⑤ 第二案を採用する場合、覚書の変更が必要となるので、原案を用意する。第一案を採用する場合も何らかの通知文書を離島協力に係る覚書締結市町村に発する。当然のことであるが、いずれも第三者委員会の議決が必要である。なお、薄型テレビの1台あたりの海上輸送費用がBテレビのそれよりも低額である可能性が高い。その差額が1台あたりの海上輸送費用と助成単価の差と同額かそれより小さい場合は助成率が薄型テレビに限って高くなることを許容することとしたい。その差額が1台あたりの海上輸送費用と助成単価の差と同額かそれより大きい場合は「均霑理論」との関係があるが、その処理は自治体に委ねることとしたい。なお、この措置は今年度限りとし、平成22年度以降については実額に基づく助成単価の決定を行う旨を上記の通知等の中で当該市町村に連絡することとしたい。

\* 上記対応策については不法投棄未然防止協力及び離島協力の第二次公募についても準用したいと考えております。

以上